

【商品概要説明書】

変動金利定期預金<複利型>

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・変動金利定期預金<複利型>
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間 ・自動継続の 取扱い	・この預金の、払戻に関する期間の定め（満期日）は3年（定型方式）となります。 ・預入時のお申し出により、元金継続または元利継続による自動継続の取扱いとなります。ただし、継続の回数は3回を限度とします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金（大口定期預金）6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用金利を変更します。（変動金利） ・自動継続時には、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 ・満期日以後に元金と利息を払い戻します。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算とします。 （6ヵ月毎の複利計算とは、預入の日から6ヵ月毎に利息計算を行い、この利息を仮に元本に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。） ・分離課税（国税15%、地方税5%、合計20%）となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・金額が1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率）
9. 預金保険の適用	・適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）

10. 元本欠損リスクと要因	——
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表 13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	——
13. 中途解約時の取扱い	<p>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨）により 6 ヶ月毎の複利計算した利息とともに払戻します。ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは普通預金利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が 6 ヶ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合……約定利率 × 40% ・ 預入期間が 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満の場合……約定利率 × 50% ・ 預入期間が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満の場合……約定利率 × 60% ・ 預入期間が 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満の場合……約定利率 × 70% ・ 預入期間が 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満の場合……約定利率 × 90%
14. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<p>・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。</p> <p>・ 静岡中央銀行</p> <p>【ご連絡先】お客様相談窓口</p> <p>【電話番号】0120-700-858</p> <p>【受付時間】午前 9 時～午後 5 時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）</p> <p>【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. ip</p> <p>・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関）</p> <p>【ご連絡先】全国銀行協会相談室</p> <p>【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから）</p> <p>【受付時間】午前 9 時～午後 5 時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）</p>